

# 旅館業許可申請に係る必要書類について

1. 旅館業許可申請書（様式第1号）
2. 施設の構造設備を明らかにした平面図（寸法を記載すること）及び四面の立面図
3. 施設の構造設備の概要（別紙様式）
4. 付近の見取り図  
施設の周囲おおむね200mの区域がわかる図面  
※おおむね100mの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。
5. 消防法令適合通知書（消防署等）  
消防機関が県知事あてに交付する通知の原本のことであり、消防設備の検査済証ではない  
※問合せ先：徳島中央広域連合消防本部 0883-26-1191
6. 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証  
施主あてに交付される「検査済証」の写し  
「検査済証」を紛失された方は「検査済証の証明書」  
既存の建物を旅館業に用いる際、旅館業の用途面積が200㎡を超える場合は、用途変更の建築確認申請が必要  
※問合せ先：吉野川県土整備事務所 総務担当 0883-26-3711
7. 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書の原本、役員に関する事項
8. 水道水以外の水を飲料水として使用する場合は、水質検査の結果（写し）  
※飲用に適合すること
9. 申請手数料 ￥22,000
10. その他必要な届出・許可
  - (1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出  
工事着工60日前までに届出  
※相談：吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9017  
提出：吉野川市の場合 吉野川市役所 環境企画課 0883-22-2230  
阿波市の場合 阿波市役所 環境衛生課 0883-36-8711
  - (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可申請  
宿泊者等に飲食の提供を行う場合は、飲食店営業の許可が必要  
申請手数料 ￥18,000  
※問合せ先：吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9017

(3) 特定建築物の届出

延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の場合、使用することとなってから 1ヶ月以内に届出が必要

※問合せ先：吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9017

(4) 公衆浴場の許可

宿泊者以外も入浴できるようにする場合は、公衆浴場法の許可が必要

申請手数料 ￥22,000

※問合せ先：吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9017

(5) 温泉利用許可

浴槽水に温泉水を利用する場合は、温泉利用許可が必要

申請手数料 ￥35,000

※問合せ先：県保健福祉部薬務課 血液・麻薬担当 088-621-2233